

建設発生土処分地の利用に関する協定 審査要領

(目的)

第1条 この要領は、太田市（以下「市」という。）が発注する建設工事に伴って発生する「建設発生土」を受け入れる「建設発生土処分場」を指定処分の候補地として、市と協定を締結するための申請及び審査等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「建設発生土」とは、建設工事に伴い副次的に得られた土砂（浚渫土を含む。）をいう。

2 この要領において「建設発生土処分場」とは、建設発生土を受け入れる施設をいう。

(申請者の要件)

第3条 申請者は次の各号のいずれかにも該当しない者とする。

- (1) 破産者で復権を得ない者
- (2) 精神の機能の障害により県土砂条例に規定する県土砂条例第8条本文に規定する特定事業、市土砂条例第7条本文に規定する小規模特定事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 暴力団員等による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (5) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員又は使用人のうち、第1号から第4号までのいずれかに該当する者のあるもの
- (7) 個人で使用人のうちに、第1号から第3号までのいずれかに該当する者のあるもの
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

(新規締結申請)

第4条 市と協定の締結を希望する者は、市長に次の各号に掲げる申請書類（以下「新規申請書類」という。）を提出しなければならない。

- (1) 申請書（別記様式第1号）
- (2) 事業計画書（別記様式第2-1号）及び次の書類
 - ①位置図（1/10000～1/50000程度）

②土砂条例による許可を受けている場合、その書類の写し

- a) 群馬県土砂条例第 8 条本文に規定する特定事業の許可を受けている場合は、同条第 2 項の規定による特定事業許可申請書(添付書類は除く)、特定事業許可証、さらに、特定事業許可申請書の添付書類のうち、特定事業区域の計画平面図・計画断面図
- b) 市土砂条例第 7 条本文に規定する小規模特定事業の許可を受けている場合は、小規模特定事業許可申請書(添付書類は除く)、小規模特定事業許可証、さらに、小規模特定事業許可申請書の添付書類のうち、小規模特定事業区域の計画平面図・計画断面図

③施設の現況写真(施設全体、防災施設及び環境対策施設等がわかるもの)

④国道及び県道等から施設に至る道路について、ダンプトラック(10t車)が周辺的环境及び他の交通に支障なく通行できる幅員等が確保されていることがわかる写真

(3) 受入価格表(別記様式第 2-2 号)及び受入価格に含まれている費用がわかる内訳資料

(4) 誓約書(別記様式第 3 号)

(5) 上記のほか、市長が必要と認める書類

- 2 新規申請書類は、毎日午前 9 時から午後 4 時までに市総務部契約検査課に持参すること。ただし、土曜日、日曜日及び祝日(12月29日～1月3日を含む)並びに平日の正午から午後 1 時までを除く。

(申請書類の審査及び現地調査)

第 5 条 市長は、別に定める「建設発生土処分地の利用に関する協定の判断基準」により、申請者から提出された申請書類を審査する。

(協定の締結)

第 6 条 市長は、前条に規定する審査等により適正と判断した場合は、当該申請者(以下「事業者」という。)へ通知し、協定を締結する。

(不締結通知)

第 7 条 市長は、第 5 条に規定する審査等により適正と判断できない場合は、不締結通知書(別記様式第 4 号)により申請者へ通知する。

(変更申請)

第 8 条 事業者は、申請書類の記載内容に変更が生じたときは、遅滞なく、市長に変更申請書(別記様式第 5 号)及び第 4 条第 1 項に規定する申請書類のうち変更となるもの(以下「変更申請書」という。)を提出しなければならない。

- 2 変更申請書類は、毎日午前9時から午後4時までに市総務部契約検査課に持参すること。ただし、土曜日、日曜日及び祝日（12月29日～1月3日を含む）並びに平日の正午から午後1時までを除く。

（変更申請書類の審査及び現地調査）

第9条 市長は、事業者から提出された変更申請書類を審査し、必要であると判断した場合は現地調査を行う。

（変更協定書の締結）

第10条 市長は、前条に規定する審査等により内容変更が適正と判断した場合は、変更協定書の締結を行う。

（受入の一時中止）

第11条 事業者は、やむを得ない事情により建設発生土の受入を連続して7日間以上中止する場合は、受入の中止を開始する1か月前までに、市長に受入一時中止届（別記様式第6号）を提出しなければならない。

（調査等への協力）

第12条 事業者は、建設発生土の有効利用と適正処理の推進に関する調査並びに発生土処分場の現地調査等について市長から要請があった場合は、これに応じ、協力しなければならない。

（是正勧告）

第13条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、建設発生土処分場の是正勧告通知（別記様式第7号）により、事業者には是正のために必要な勧告又は助言を行う。

- (1) 現地調査等により、産業廃棄物の混入が確認されたとき。
- (2) 第3条第1項に規定する誓約書に違反したとき又は虚偽の記載があったとき。
- (3) 第8条に規定する変更申請を行うことなく申請書類の記載内容を変更していたとき。
- (4) 第11条に規定する受入一時中止届を、受入を中止するにもかかわらず提出しなかったとき。
- (5) 前条に規定する調査及び現地調査等について、市長からの要請に応じなかったとき。
- (6) 関係法令に違反する等、不正な行為があったとき。
- (7) 周辺環境への配慮を怠る等、地域住民との間で紛争が生じたとき。

(是正・改善措置)

第 14 条 前条の規定により是正勧告を受けた事業者は、14 日以内に建設発生土処分場の是正・改善措置計画について、市長と事前協議を行い、この事前協議に基づく是正・改善措置計画書（別記様式第 8 号）を提出しなければならない。

2 当該事業者は、前項に基づき実施した是正・改善措置が完了した場合は、速やかに市長に是正・改善完了届（別記様式第 9 号）を提出しなければならない。

3 前項により、当該事業者から届出があった場合は、市長は、是正・改善措置計画書に基づき、是正・改善措置を完了したことが確認されれば、是正・改善措置確認書（別記様式第 10 号）を通知し、受入再開を認めるものとする。

(協定の解除)

第 15 条 市長は、前条の規定による期間内に当該事業者の是正若しくは改善が図られない場合、又は事業者が第 3 条各号のいずれかに該当するに至った場合は、当該事業者との協定を解除する。

(受入完了)

第 16 条 事業者は、建設発生土処分場における建設発生土の受入を完了する場合は、受入を完了する 1 か月前までに、市長に建設発生土処分場完了届（別記様式第 11 号）を提出しなければならない。

(その他)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。